

## 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、西条市のスポーツ振興に貢献したものと及び各種スポーツ大会に優秀な成績を収め、他の模範となるものについて表彰することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 この規程による表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) スポーツ推進功労賞
- (2) スポーツ優秀指導者賞
- (3) スポーツ最優秀賞
- (4) スポーツ特別優秀賞
- (5) スポーツ優秀賞
- (6) 市民スポーツ賞

(推薦の範囲)

第3条 推薦の基準は次のとおりとする。

- (1) スポーツ推進功労賞 西条市のスポーツ振興に著しい功績のあったもの、又は公益財団法人西条市スポーツ協会の発展に顕著な功労のあったもの。但し、年齢は50歳以上(女性は45歳以上)のもので、次のいずれかに該当するもの。

イ、協会の理事・監事、評議員を10年以上務め、特に功績顕著であると認められるもの。

ロ、協会加盟団体の会長、副会長、理事長、理事又はこれらと同等の職にあるもの。

(10年以上)

ハ、地域又は職域において、引き続き10年以上スポーツの普及奨励のために企画又は指導に率先して活躍しているもの。

ニ、その他、西条市のスポーツの普及発展に特に貢献したと認められるもの。

- (2) スポーツ優秀指導者賞 スポーツチーム又は個人の育成、指導に貢献し、その功績が顕著で受賞に値すると認められたもので、次のいずれかに該当するもの。

イ、国民スポーツ大会、競技団体の全日本選手権大会、全国高校総合体育大会及び全国中学校体育大会その他これに類する大会に出場し、優秀な成績を収めた個人又は団体を直接指導し、功労があったと認められる指導者。

ロ、スポーツの指導に10年以上献身的に従事し、他の模範とするに足るもの。

- (3) スポーツ最優秀賞 チャンピオンシップを競う大会を対象とする。

国際大会に出場したもの及び国民スポーツ大会、競技団体の全日本選手権大会、全国高校総合体育大会及び全国中学校体育大会その他これに類する全国大会に出場し、団体種目については、優勝又は準優勝、個人種目については、3位以上の成績を収めたもの。ただし、特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (4) スポーツ特別優秀賞 県大会以上の大会で次の期間において連続優勝したもの。

(3年・5年・10年)

- (5) スポーツ優秀賞 チャンピオンシップを競う大会を対象とする。

四国大会以上の大会に出場権を得るための県大会又は四国大会で優勝したもの又は

新記録を樹立したもの。

(6) 市民スポーツ賞 スポーツ最優秀賞及びスポーツ優秀賞の対象以外の大会で優勝したもの。

(推薦)

第4条 加盟団体長は前条に該当するものがあるときは、会長の指定する日までに次の各号に掲げる事項を記載した推薦状を添えて会長に推薦するものとする。

- (1) 氏名、住所、生年月日
- (2) 所属団体
- (3) スポーツ歴
- (4) 推薦理由
- (5) その他特記すべき事項

(受賞者の決定)

第5条 受賞者の決定は、公益財団法人西条市スポーツ協会理事会において審議し、候補者を決定する。その後、西条市スポーツ推進審議会において候補者の中から受賞者を決定する。

(表彰)

第6条 表彰は市長並びに会長が表彰状または感謝状を贈呈してこれを行う。表彰には記念品を添えることができる。

附 則

この規程は、公益財団法人西条市スポーツ協会の設立の日の登記の日から施行する。

附 則

令和元年度より西条市と公益財団法人西条市スポーツ協会が合同で表彰することになり、規程を全文改正する。

(平成25年4月1日 制定)

(平成25年4月1日 施行)

(令和元年4月1日 一部改正)

(令和元年11月7日 全文改正)

(令和元年11月7日 施行)

(令和6年4月1日 一部改正)

## 表彰規程運用基準

### 1. 表彰対象者について

この表彰の対象となるものは、次の(1)～(3)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 西条市に居住する者
- (2) 西条市内に拠点をおくスポーツ団体
- (3) 西条市内にある学校または事業所に在籍する者

### 2. 高校生、中学生、小学生の取扱いについて

社会体育においては、理事会において認めた競技会を対象とする。学校体育においては、西条高等学校体育部、西条農業高等学校体育部、東予高等学校体育部、丹原高等学校体育部、小松高等学校体育部、西条市中学校体育連盟、西条市小学校体育連盟より推薦されたもので、西条市内の学校に在学しているもの、または西条市外の学校に在学していても西条市に居住するものを対象とする。

### 3. 愛媛県大会、四国大会、全国大会について

競技会の内容、運営が適正とみとめられるもの。

(大会の名称、主催、後援、規模、参加範囲、参加人数、参加方法等)

### 4. その他

この賞の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの間とする。

### 附 則

この基準は、公益財団法人西条市スポーツ協会の設立の登記の日から適応する。